

診療用エックス線装置備付届

年 月 日

千葉県知事 様  
 (千葉県 保健所長 様)

所在地 〒

名称 電話 ( )

管理者氏名

下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので届け出ます。

記

1 エックス線装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	定格出力	連続短時間蓄方式	キロボルト波高値 (KVP) キロボルト波高値 (KVP) キロボルト (KV)	ミリアンペア (mA) ミリアンペア (mA) マイクロファラッド (uF)
	台数		台	
	エックス線装置の種類		透視装置、直接撮影装置、CT、歯科用、その他 ( )	
2 線技師の氏名等 従事する医師・放射線技師・歯科医師・診療放射線技師	氏名	職種	エックス線診療に関する経歴	
3 備付時期		年 月 日		
4	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管の容器及び照射筒のしゃへい		空気カーマ率	ミリグレイ /時 マイクログレイ /時
	総濾過		ミリメートル	アルミニウム当量 モリブデン当量

エックス線装置の放射線障害防止の方法に関する概要

透視装置	患者への入射線量率	空気カーマ率	ミリグレイ/分	
	高線量率透視制御	有	・ 無	
	一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー	有	・ 無	
	焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置またはインターロック	有	・ 無	
	受像面を超えないように照射野を絞る装置	有	・ 無	
	受像器を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10センチメートル）	150マイクログレイ/時	以下	・ 超える
	最大受像面を3センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10センチメートル）	150マイクログレイ/時	以下	・ 超える
	利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへいするための適当な手段	有	・ 無	
撮影装置	照射野絞り装置	有	・ 無	
	医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	以上	・ 未 満	
胸部集検用間接撮影装置	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有	・ 無	
	接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次防護しゃへい体	有	・ 無	
	10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状のしゃへい物	有	・ 無	
移動型・携帯型装置等	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造	有	・ 無	
	装置の保管場所			
治療用装置	濾過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有	・ 無	
口内法撮影装置	照射筒先端における照射野の直径		センチメートル	
乳房撮影装置	患者胸壁近くの患者支持器の縁を超えるエックス線照射野	5ミリメートル	以下	・ 超える
	受像面の縁を超えるエックス線照射野の広がり	焦点受像器間距離の2パーセント	以下	・ 超える

5	要 エックス線診療室の エックス線障害防止に 関する構造設備の概 要	診 療 室 の 防 護	天 井		
			床		
			周 圍 の 画 壁 等		
				監 視 用 窓	
				出 入 口 の 戸	
				そ の 他 の 開 口 部	有 (用途 ) ・ 無
			画 壁 等 の 外 側 に お け る 実 効 線 量	1 ミリシーベルト/週 以下 ・ 超える	
操 作 室	有 ・ 無 (理由 )				
診 療 室 の 標 識	有 ( 室 ) ・ 無				
6	エックス線診療室の 放射線障害の防止に 関する予防措置の概 要	管 理 区 域	管 理 区 域 の 設 定		
			立 入 制 限 措 置		
			管 理 区 域 の 標 識	有 ・ 無	
			区 域 の 外 側 に お け る 実 効 線 量	1.3 ミリシーベルト/3月 以下 ・ 超える	
		注 意 事 項 の 掲 示 他	注 意 事 項 の 掲 示	従 事 者 用	有 ・ 無
				患 者 用	有 ・ 無
			出 入 口 に 使 用 中 の 表 示	有 ・ 無	
			敷 地 内 居 住 区 域 及 び 敷 地 境 界 の 実 効 線 量	250 マイクロシーベルト/3月 以下 ・ 超える	
			入 院 患 者 ( 放 射 線 治 療 患 者 を 除 く ) の 実 効 線 量 が 1.3 ミリシーベルト/3月 以下 となる措置	有 ・ 無	
			放 射 線 診 療 従 事 者 の 被 ば く 線 量 測 定 器		
放 射 線 従 事 者 の 被 ば く 防 止 の た め の 措 置					

病院は、1部知事あてとし、1部保健所長あてとする。診療所は保健所長あてとする。

添付書類

- 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図(図面の注意：管理区域を明示すること。画壁等の外側の実効線量については、画壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において測定し、記入すること。
- 漏洩線量測定結果報告
- 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月を記入すること。